

部長会議付議事案書（報告）

（令和3年7月6日）

提案課名 環境資源対策課

報告者名 吉藤 直

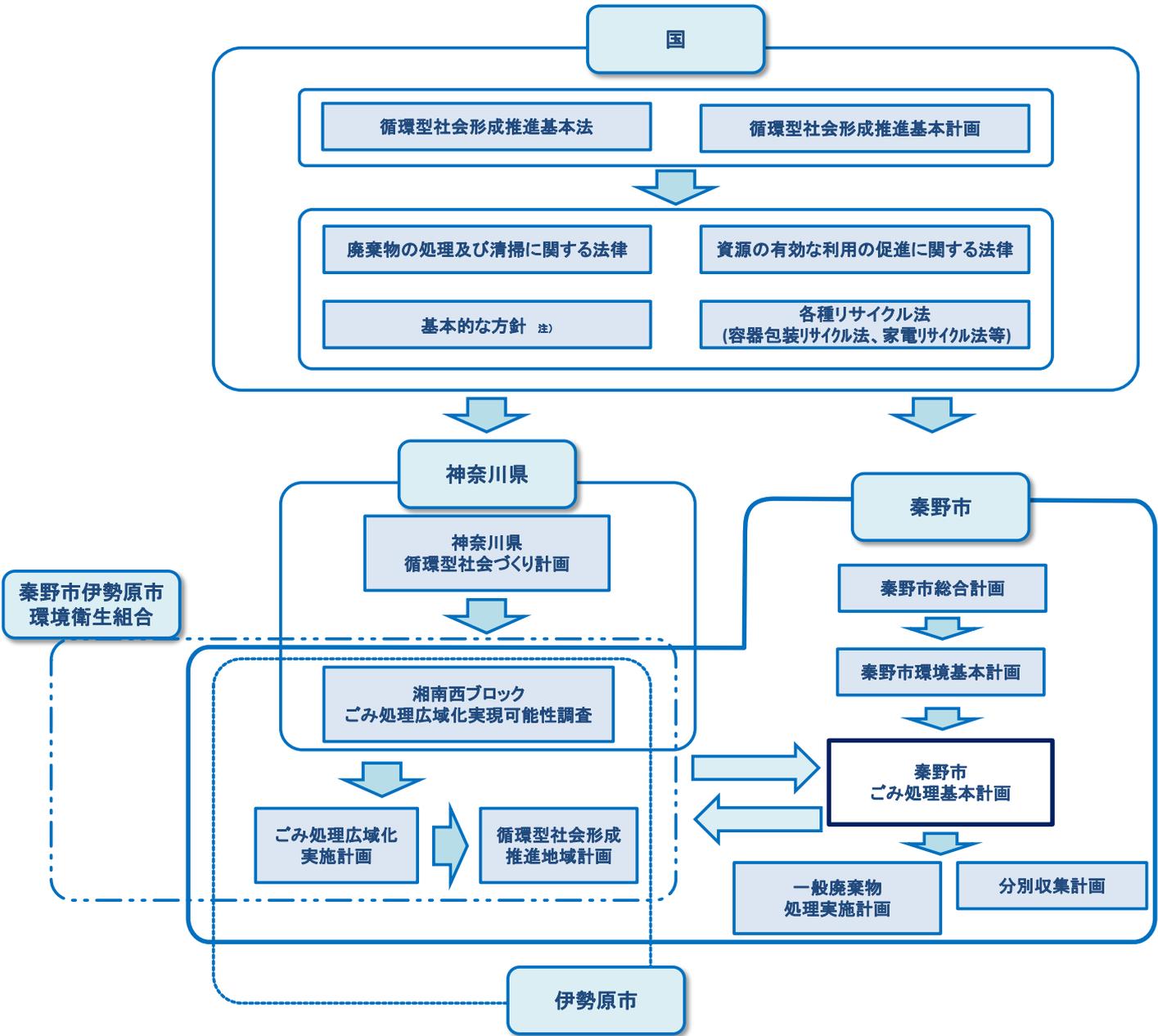
<p>事案名</p>	<p>秦野市ごみ処理基本計画を改定することについて</p>	<p>⑨ 資料 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>本市のごみ処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項及び秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条第1項の規定に基づく計画である「秦野市ごみ処理基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、本市、伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「二市組合」という。）と連携して進めています。</p> <p>現行基本計画の策定から5年目を迎え、これまで実施した事業を振り返り、評価を行った上で、秦野市総合計画（はだの2030プラン）のもと、循環型社会の実現及びはだのクリーンセンター1施設での可燃ごみ処理体制への移行に向け、新たな目標値及び今後のごみ処理行政の方向と施策を示すため、改定するものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>1 基本計画の位置付け（資料1のとおり）</p> <p>法第6条第1項（一般廃棄物処理計画）により市町村には一般廃棄物の適正な処理のための基本となる計画を策定することが義務付けられています。</p> <p>一般廃棄物はごみと生活排水に大別され、本基本計画はごみの適正な処理を確保するための基本となる計画です。</p> <p>2 基本計画の概要（案）（資料2のとおり）</p> <p>(1) ごみの発生量及び処理量の見込み（法第6条第2項）</p> <p>(2) ごみの排出抑制のための方策に関する事項（同）</p> <p>(3) 分別して収集するごみの種類及び分別の区分（同）</p> <p>(4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項（同）</p> <p>(5) ごみ処理施設の整備に関する事項（同）</p> <p>法が定める上記5つの項目を踏まえ、はだのクリーンセンター1施設での可燃ごみ処理体制への移行及び家庭系可燃ごみ有料化に関する方向性、並びに不燃・粗大ごみ処理施設の整備及び最終処分に関する方向性などについて伊勢原市や秦野市伊勢原市環境衛生組合と連携し、基本計画の中で示します。</p> <p>3 計画の期間</p> <p>現行の基本計画は平成29年度から令和13年度までの15か年であり、このうち令和4年度から13年度までの10か年について見直しを行います。</p> <p>また、取組み及び数値目標の達成状況や社会情勢の変化に対応するため、次回の見直しは令和8年度に行う予定です。</p>	

概要	<p>4 検討体制</p> <p>令和2年3月24日に締結した「ごみ処理基本計画策定等に関する協定書」に基づき、相互調整会議等*を通じて伊勢原市及び二市組合と相互に調整を図ります。また、関係課への意見照会、調整を行うとともに、秦野市廃棄物対策審議会への意見聴取を行います。</p> <p>*相互調整会議は本市環境産業部長、伊勢原市環境経済部長及び二市組合事務局長を構成員とし、本市環境資源対策課長、伊勢原市美化センター所長、二市組合総務課長等を構成員とする検討部会を下部組織とする。</p>
経過	<p>平成28年3月 秦野市総合計画（はだの2020プラン）後期基本計画策定 第2次秦野市環境基本計画後期基本計画策定</p> <p>平成29年3月 秦野市ごみ処理基本計画策定（平成29～43年度）</p> <p>令和2年7月及び10月 廃棄物対策審議会（現行計画の振り返りを実施）</p> <p>令和3年2月 廃棄物対策審議会から「秦野市ごみ処理基本計画（平成29年度～43年度）取組み状況に対する意見」提出</p> <p>〃 3月 秦野市総合計画（はだの2030プラン）策定 第3次秦野市環境基本計画策定</p>
今後の進め方	<p>事務スケジュール（資料3のとおり）</p>

秦野市ごみ処理基本計画の位置付け

令和 3 年 7 月 6 日
環境産業部環境資源対策課

秦野市ごみ処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項」及び「秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 8 条第 1 項」の規定に基づき策定するもので、「秦野市総合計画」の詳細計画として位置付けています。
その他、廃棄物処理に係る関連計画の位置付けは、次に示すとおりです。



注) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

本市ごみ処理基本計画の見直し概要

(現行計画)

基本理念 市民の意識改革で環境先進都市を目指す

数値目標

	中間目標 (R3)	最終目標 (R13)
ごみ排出量	636g/人・日	572g/人・日
資源化率	29.3%	37.5%

基本方針

- 1 ごみの排出抑制
- 2 有機性廃棄物の減量・資源化の促進
- 3 資源化の拡充
- 4 環境教育・環境学習の推進
- 5 市民・事業者・行政によるパートナーシップの推進
- 6 周辺環境に配慮した安全・安心な施設の運営

個別計画

- 1 排出抑制・資源化計画
 - (1) ごみに関する情報の周知
 - (2) 自治会や地域との連携
 - (3) 環境教育・環境学習
 - (4) 市民活動への支援
 - (5) 生ごみ分別収集事業
 - (6) 資源化施策の継続及び拡充
 - (7) 事業者への指導
 - (8) 家庭ごみの有料化の検討
 - (9) 粗大ごみ処理手数料の見直し
- 2 収集運搬計画
 - (1) 収集場所
 - (2) 収集運搬体制
- 3 中間処理施設の整備計画
 - (1) 焼却処理施設
 - (2) 不燃・粗大ごみ処理施設
- 4 最終処分計画
 - (1) 最終処分計画
- 5 その他の計画
 - (1) ごみの不法投棄・散乱防止
 - (2) 大規模災害への対応
 - (3) 廃棄物の屋外焼却への対応
 - (4) 適正処理困難物への対応
 - (5) 環境への配慮
 - (6) 関係機関との連携

(案)

基本理念 持続可能な循環型社会の実現を目指す

数値目標

- ・組成分析の結果等を踏まえ、今後検討予定。
- ・伊勢原市と目標値の種類、内容の整合を図る。

基本方針

- ・現行の方針を整理し、3と6を追加
- ・SDGsとの関連を記載予定

個別施策

- ・1施設化等の重要課題及びこれへの施策を明示
- ・基本方針との関連を明示

- 1 3Rに基づく廃棄物処理システムの強化
 - 1 発生抑制(Reduce)、再使用促進(Reuse)
 - 2 再生利用(Recycle)
 - 3 事業系ごみの3R及び適正処理の推進
 - 4 新たな3R施策の研究 (紙おむつ、製品プラスチックの資源化等)
- 2 安全で安定的かつ合理的な廃棄物処理の推進
 - 1 1施設での安定的な可燃ごみの処理 ※R7末までに実現
※家庭系可燃ごみ有料化検討について
 - 2 効率的な事業運営
 - 3 ごみ処理手数料の見直し
 - 4 周辺環境に配慮した安全・安心な施設整備 ※不燃・粗大ごみ施設整備
 - 5 周辺環境に配慮した車両の配備
 - 6 処理困難物の適正な処理ルート確保及び不適正処理対策
 - 7 最終処分先の確保
- 3 きれいな生活環境の確保
 - 1 ポイ捨てや不法投棄の未然防止
 - 2 ごみ出しが難しい方への支援
- 4 市民、事業者等多様な主体との連携
 - 1 市民との連携
 - 2 自治会との連携
 - 3 事業者との連携
 - 4 学校・大学等との連携
 - 5 国、県、他自治体等との連携
- 5 情報共有、環境学習の支援

情報共有、気づきや学びの場づくり
- 6 危機管理の推進
 - 1 感染症対策
 - 2 災害対応

事務スケジュール

	令和3年							令和4年			
	～5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会・ 議会		意見聴取・ 調整	7月30日 廃棄物 対策 審議会 諮問 計画骨子 の説明	意見聴取・ 調整		10月28日 廃棄物 対策 審議会 計画案の 審議	意見 聴取・ 調整 11月16日 議員 連絡会 にて報告	パブリック コメント	確認・調整	2月14日 廃棄物 対策 審議会 計画案の 答申	
伊勢原市・ 二市組合	5月21日 相互調整 会議※1 5月28日 相互調整 会議 検討部会※2	6月上旬 相互調整 会議 検討部会	7月上旬 相互調整 会議 ・1施設での可燃ごみ処理体制 への移行及び家庭系可燃ごみ 有料化に関する方向性 ・不燃粗大ごみ処理施設整備の 方向性及び最終処分方向性 の確認 ・ごみ減量の数値目標の調整		9月上旬 相互調整 会議 検討部会	10月上旬 相互調整 会議 計画案の記載事項の調整				2月上旬 相互調整 会議 最終確認	
庁内		6月7～9日 組成分析 調査※3	7月6日 定例部長 会議にて 報告	全庁的な 意見照会	調整・反映		11月2日 定例部長 会議にて 報告			市長決裁 にて決定 決定後 速やかに 公表	

※1 相互調整会議: 秦野市、伊勢原市及び二市組合の部局長級が出席
 ※2 相互調整会議検討部会: 秦野市、伊勢原市及び二市組合の課長級が出席
 ※3 組成分析調査は令和2年度9月、12月、3月にも実施しており、本年度6月度の調査で通期分の調査完了